○国土交通省告示第五百六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の四第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第九条の四第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約とする。

一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二　建築後使用されたことのある住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（同条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に隠れた瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○環境省告示第三十二号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成三十年三月三十一日

環境大臣　中川　雅治

年齢階層	性別	男子	女子
昭和五十八年四月二日以降に生まれた者		二六六、八〇〇円	二一二、七〇〇円
昭和五十三年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者		二九五、二〇〇円	二二〇、一〇〇円
昭和四十八年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者		三二二、〇〇〇円	二二七、二〇〇円
昭和四十三年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者		三五一、六〇〇円	二三一、九〇〇円
昭和三十八年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者		三六六、六〇〇円	二三〇、五〇〇円
昭和三十三年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者		三五二、〇〇〇円	二一九、五〇〇円
昭和二十八年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者		二四七、六〇〇円	一八四、八〇〇円
昭和二十三年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者		二二七、〇〇〇円	一八〇、五〇〇円
昭和二十三年四月一日以前に生まれた者		二二一、二〇〇円	一八四、一〇〇円

附　則

1　この告示は、平成三十年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成三十年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十九年三月環境省告示第三十一号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第三十三号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成三十年三月三十一日

環境大臣　中川　雅治

年齢階層	性別	男子	女子
昭和五十八年四月二日以降に生まれた者		二三三、四〇〇円	一八六、一〇〇円
昭和五十三年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者		二五八、三〇〇円	一九二、五〇〇円
昭和四十八年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者		二八一、七〇〇円	一九八、八〇〇円
昭和四十三年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者		三〇七、六〇〇円	二〇二、九〇〇円
昭和三十八年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者		三二〇、八〇〇円	二〇一、六〇〇円
昭和三十三年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者		三〇八、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
昭和二十八年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者		二一六、六〇〇円	一六一、七〇〇円
昭和二十三年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者		一九八、六〇〇円	一五七、七〇〇円
昭和二十三年四月一日以前に生まれた者		一九三、五〇〇円	一六〇、九〇〇円

附　則

1　この告示は、平成三十年四月以降の月分の遺族補償費及び平成三十年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成三十年三月以前の月分の遺族補償費及び平成三十年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十九年三月環境省告示第三十二号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部三、九二〇円（本体三、六四〇円）　（配送料別）